

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都屋外広告物条例第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域の指定……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……一
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(三件)……(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……五
- 介護医療院の開設許可……(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……五
- 種苗生産事業者の登録……(産業労働局農林水産部森林課)……六
- 都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……六

告示

- 都道の供用開始……(同)……二〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……(建設局道路管理部監察指導課)……二〇
- 博物館に相当する施設の指定……三
- 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……(総務局行政改革推進部行政改革課)……三

●東京都告示第六百三十一号
東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号。以下「条例」という。)第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域(以下「歩行者道」という。)を次のとおり指定したので、条例第十八条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池 百合子

道路名	区域		延長(メートル)	条例第十五条の規定が適用される部分
	起点	終点		
一般国道四号	中央区日本橋室町二丁目一番一地先	中央区日本橋室町三丁目十地先	約一二〇	地下部分の歩行者道

●東京都告示第六百三十二号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名
株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘
- 二 事業施行期間
平成二十九年三月八日から平成三十一年九月三十日まで
- 三 施行地区
多摩市関戸一丁目、関戸二丁目及び一ノ宮二丁目各一部
- 四 土地区画整理事業の名称
多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業
- 五 事務所所在地
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
- 六 施行認可の年月日
平成二十九年三月八日
- 七 変更の内容
事業施行期間を平成三十二年九月三十日まで延長する。
- 八 変更認可の年月日
平成三十一年四月八日

●東京都告示第六百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区赤羽台一丁目一番一、同番九か 平成三十一年三
ら同番三十六まで、二番一、同番二、月十一日
赤羽台二丁目一番一、同番八、同番
十の一部、同番十一、同番十三の一
部、同番十四から同番十八まで、同
番二十四から同番三十まで、赤羽西
一丁目四百九十八番二、四百九十九
番一、同番四、同番五の一部及び五
百九十五番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区虎ノ門二丁目百三番一、同番十 平成三十一年三
五、同番三十、同番三十六から同番 月十一日
三十八まで、同番四十九及び同番五
十

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都多摩建築指導事務局長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成三十一年三月三十一日
第一項第五号 年三月七日
の規定による 八番三、同番幅員
四、六百八十一番三及び同幅員
番四の各一部 四・二〇

同右 同月八日

東久留米市南 延長
沢四丁目九十 二八・二二
九番五、同番 幅員
十二及び同番 五・〇〇
十二地先

●東京都告示第六百三十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 支援法人の名称

一般社団法人家財整理相談窓口

二 支援法人の住所

新宿区大久保三丁目八番二号新
宿ガーデンタワー

三 支援業務を行う事務所
の所在地

新宿区大久保三丁目八番二号新
宿ガーデンタワー

四 指定年月日

平成三十一年三月十九日

●東京都告示第六百三十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 支援法人の名称

一般社団法人住まい生活支援協
会

二 支援法人の住所

新宿区大久保三丁目八番二号新
宿ガーデンタワー

三 支援業務を行う事務所
の所在地

新宿区大久保三丁目八番二号新
宿ガーデンタワー

四 指定年月日

平成三十一年三月十九日

●東京都告示第六百三十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 メイクホーム株式会社
- 二 支援法人の住所 千葉県松戸市大金平一丁目十五番地ライフピア北小金一階
- 三 支援業務を行う事務所の所在地 足立区東綾瀬一丁目四番十一号パルローヤル一階
- 四 指定年月日 平成三十一年三月二十八日

●東京都告示第六百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

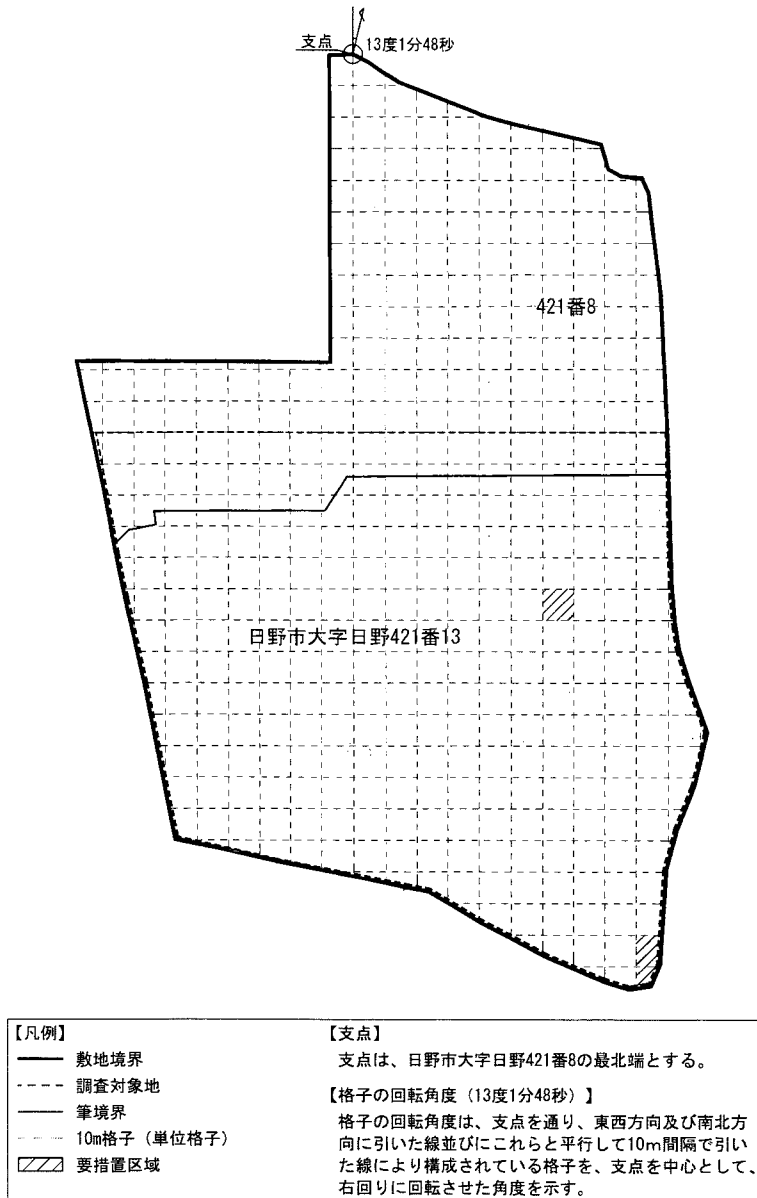
東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（日野市大字日野地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 トリクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第六百四十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

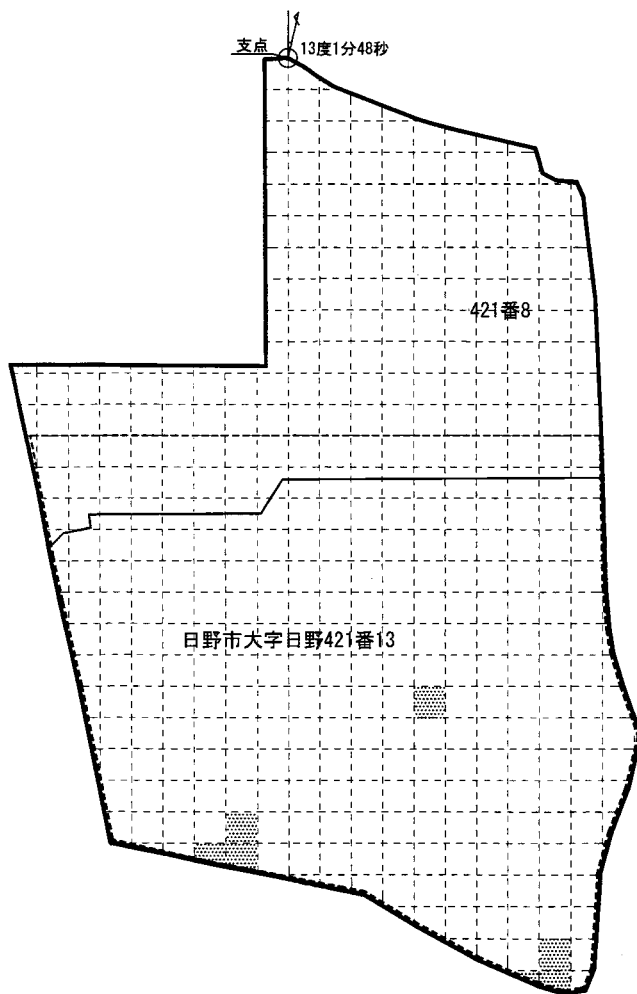
平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (日野市大字日野地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 — 敷地境界
 - - - 調査対象地
 — 筆境界
 - - - 10m格子 (単位格子)
 [点線] 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、日野市大字日野421番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (13度1分48秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十一号

国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) 第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令 (昭和三十三年政令第三百六十二号) 第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に栃木県下野市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十一年二月二十六日

●東京都告示第六百四十二号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第一百七條第一項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第一百四十條の七第一号及び介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号) 第四百四十條の二の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 介護医療院サービス

開設者の名称 施設の名称 開設許可
 所在地 年月日

医療法人財団 介護医療院磯 荒川区南千住 平成三十一年

源会 病院 一丁目五十六 年二月一日
番十号

●東京都告示第六百四十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 第六十四号

二 生産事業者

(一) 氏名 下田 藏人

(二) 住所 東京都武蔵村山市三ツ木二丁目二十番五号

三 生産事業の内容 種穂の採取及び精選
幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 下田園芸
武蔵村山市三ツ木二丁目二十番五号

●東京都告示第六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

(一) 路線名 稲城日野

(二) 変更の区間 多摩市連光寺三丁目四番三地先から同

市関戸三丁目十四番一地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

(二) 路線名 府中町田

(二) 変更の区間 多摩市関戸三丁目十四番一地先から同所十五番一地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

(一) 路線名 府中相模原

(二) 変更の区間 多摩市関戸三丁目十四番一地先から同所十五番一地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

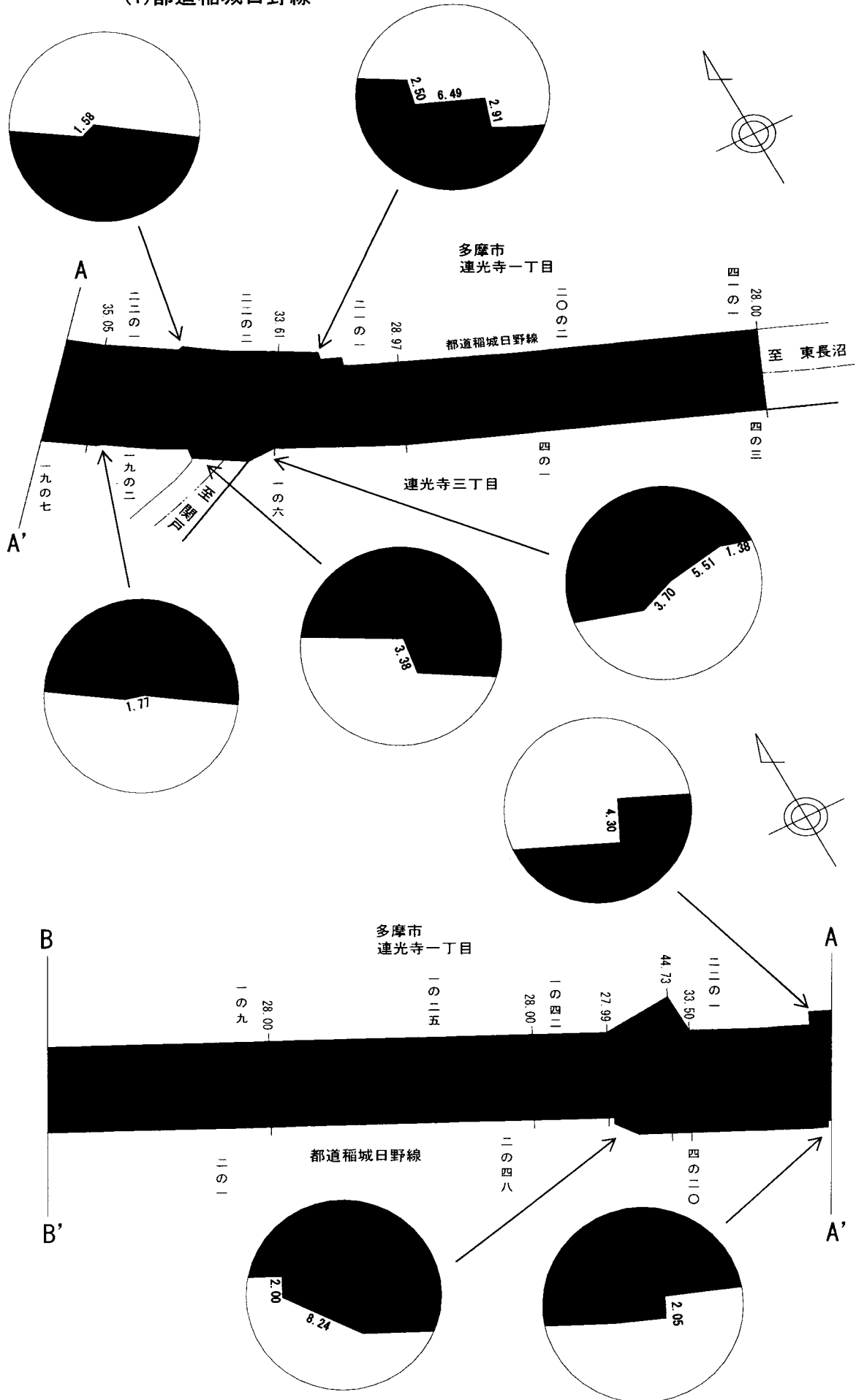
別図

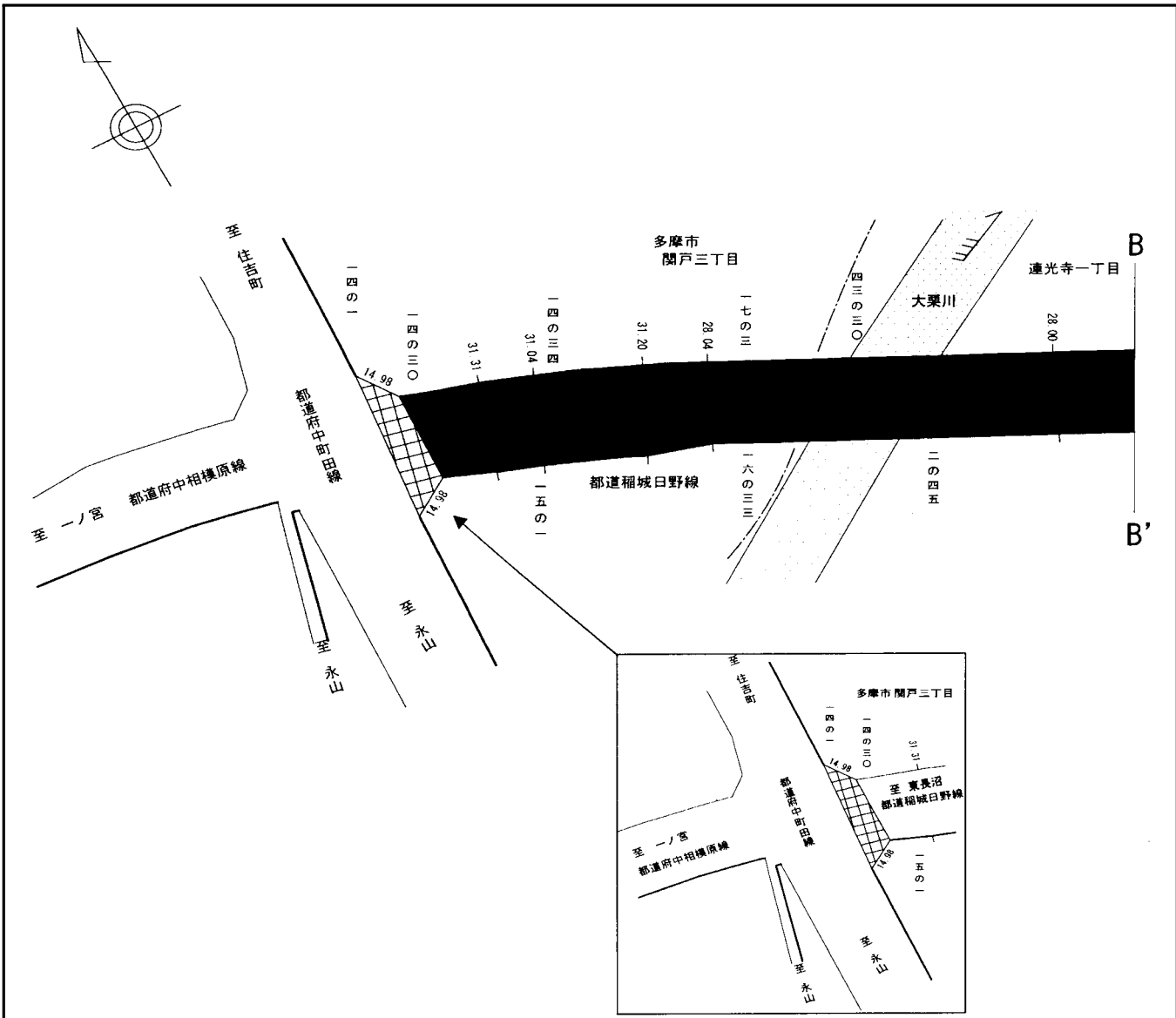
都道稲城日野線
都道府中町田線
都道府中相模原線
多摩市連光寺三丁目～関戸三丁目
区域変更後略図

- (1) 都道稲城日野線
延長 六七一・一九メートル
面積 二〇、〇〇三・〇八平方メートル
 - (2) 都道府中町田線
延長 五四・一七メートル
面積 四五八・三九平方メートル
 - (3) 都道府中相模原線 (都道府中町田線との重用)
延長 二五・四〇メートル
面積 四五八・三九平方メートル
- 変更後重用区域



(1)都道稲城日野線

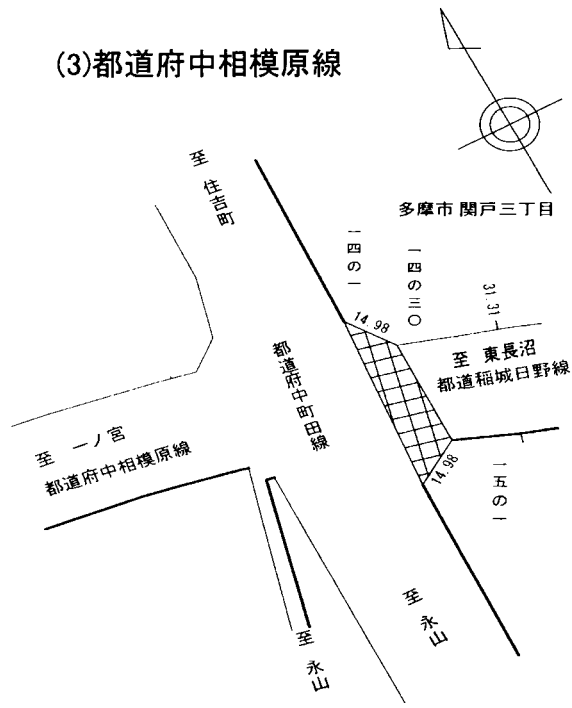
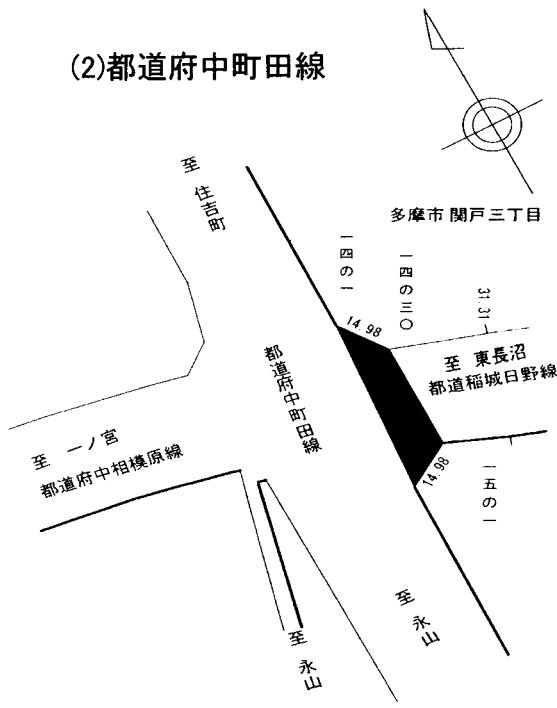




①都道府中町田線との重用編入

(2)都道府中町田線

(3)都道府中相模原線



●東京都告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 稲城日野

(一) 供用開始の区間 多摩市連光寺三丁目四番三地先から同市関戸三丁目十四番一地先まで

(二) 供用開始の期日 平成三十一年四月八日

二 路線名 府中町田

(一) 供用開始の区間 多摩市関戸三丁目十四番一地先から同所十五番一地先まで

(二) 供用開始の期日 平成三十一年四月八日

三 路線名 府中相模原

(一) 供用開始の区間 多摩市関戸三丁目十四番一地先から同所十五番一地先まで

(二) 供用開始の期日 平成三十一年四月八日

●東京都告示第六百四十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道府中町田線

二 指定する区間

府中市本宿町二丁目二十二番二十二地先から同市住吉町一丁目三十三番五地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道府中町田線

府中市本宿町二丁目～住吉町一丁目

延長 一、一三一・七五メートル

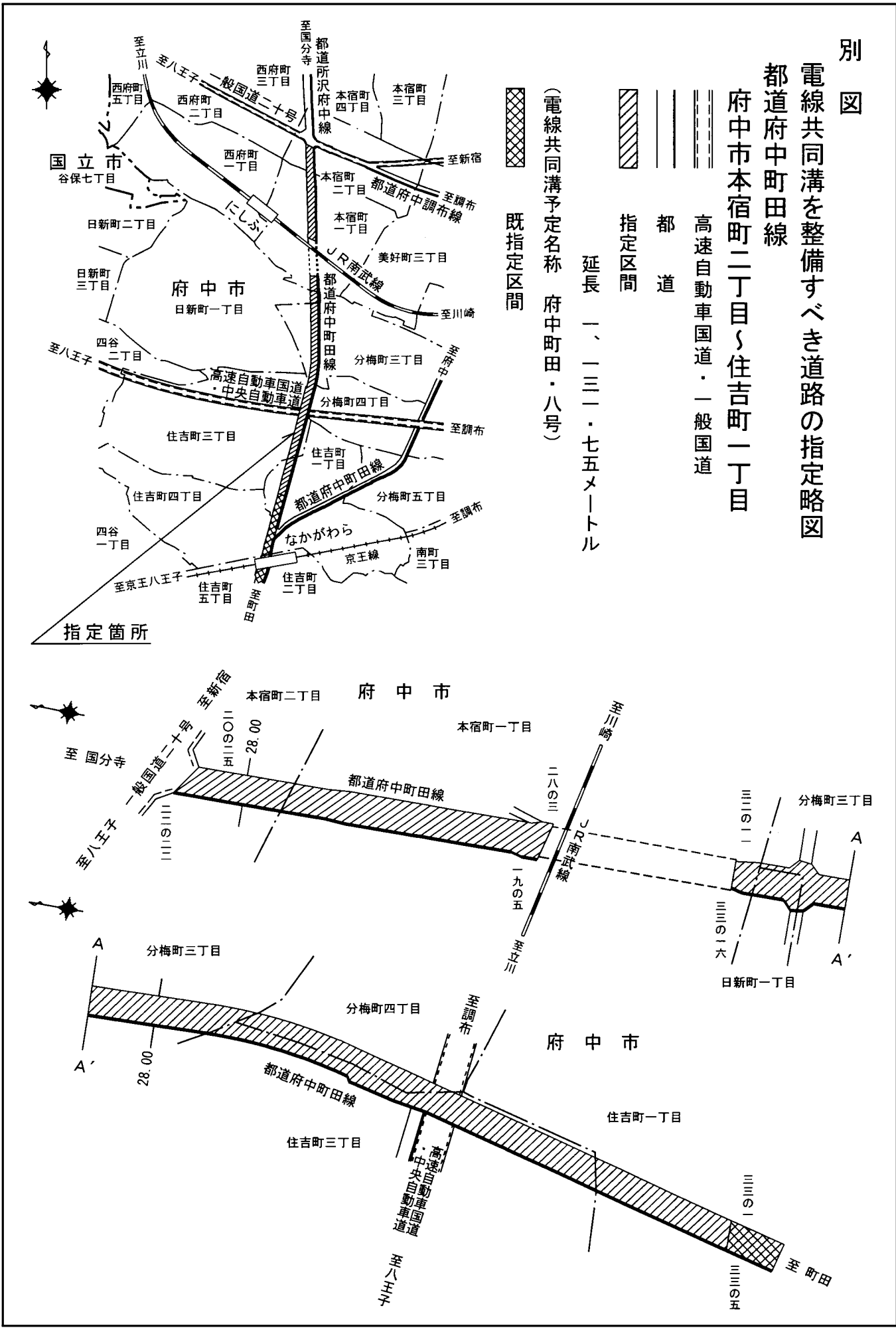
指定区間

都道

高速自動車国道・一般国道

(電線共同溝予定名称 府中町田線・八号)

既指定区間



告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十三号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、東京都庭園美術館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

平成三十一年四月八日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所 公益財団法人東京都歴史文化

- 二 施設の名称 財団 墨田区横網一丁目四番一号 東京都庭園美術館
- 三 施設の所在地 港区白金台五丁目二十六番二号
- 四 指定年月日 平成三十一年四月八日
- 五 指定番号 第六十四号

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

別表2青少年・治安対策本部を次のように改める。

別表2 都民安全推進本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関又は受付機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	区分	備考
1	自転車貨物運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第31条第1項	総合推進部交通安全課	25			3	
2	自転車貨物運送事業者の登録事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第32条第2項	総合推進部交通安全課	15			3	
3	自転車貨物運送事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第32条第2項、第33条第3項	総合推進部交通安全課	5			3	
4	自転車旅客運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第1項	総合推進部交通安全課	25			3	
5	自転車旅客運送事業者の登録事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	総合推進部交通安全課	15			3	
6	自転車旅客運送事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	総合推進部交通安全課	5			3	
7	自転車貸付事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第1項	総合推進部交通安全課	25			3	
8	自転車貸付事業者の登録事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	総合推進部交通安全課	15			3	
9	自転車貸付事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	総合推進部交通安全課	5			3	

別表9 環境局から別表14 港湾局までを別表11 環境局から別表16 港湾局までとし、別表8 都市整備局23の項中「住宅政策推進部民間住宅課」を削り、同表中24の項から58の項までを削り、同表59の項中「住宅政策推進部マンション課」を削り、同項を同表24の項とし、同表中60の項から

92の項までを削り、同表中93の項から231の項までを25の項から163の項までとし、同表232の項中「住宅政策推進部マンション課、市街地建築部建築企画課」を削り、同項を同表164の項とし、同表中233の項から335の項までを165の項から267の項までとし、336の項から342の項までを削り、同表中343

の項から364の項までを268の項から289の項までとし、同表中365の項から368の項までを削り、同表中369の項から376の項までを290の項から297の項までとし、同表を別表9 都市整備局とし、同表の次に次の一表を加える。

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
1	長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条	住宅企画部民間住宅課	14			1	
2	子育て世帯向け優良賃貸住宅の入居者の選定及び審査	東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅制度要綱第24条	住宅企画部民間住宅課	5			3	
3	子育て世帯向け優良賃貸住宅の家賃の設定及び変更の承認	東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅制度要綱第29条	住宅企画部民間住宅課	15			3	
4	子育て世帯向け優良賃貸住宅の供給計画の認定に基づく地位の承継	東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅制度要綱第42条	住宅企画部民間住宅課	5	区市町村	20	3	申請者における区市町村意見の事業計画への反映検討期間は標準処理期間から除く。
5	東京都子育て支援住宅の事前相談及び意見照会	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第3条、第4条	住宅企画部民間住宅課	30	区市町村	20	3	
6	東京都子育て支援住宅の設計認定(新築集合住宅、改修集合住宅)	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第6条	住宅企画部民間住宅課	25			3	
7	東京都子育て支援住宅の認定	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第11条	住宅企画部民間住宅課	20			3	
8	東京都子育て支援住宅の管理・運営責任者の届出	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第12の1	住宅企画部民間住宅課	1			3	
9	東京都子育て支援住宅の管理・運営状況の報告	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第12の4	住宅企画部民間住宅課	1			3	
10	東京都子育て支援住宅の認定の更新の届出	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第13条	住宅企画部民間住宅課	1			3	
11	東京都子育て支援住宅の変更認定	東京都子育て支援住宅認定制度要綱第14条	住宅企画部民間住宅課	15			3	
12	東京都高齢者向け優良賃貸住宅・サービシ付き高齢者向け住宅の供給計画の認定	地域優良賃貸住宅制度要綱第3条	住宅企画部民間住宅課	30	区市町村	10	1	

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
13	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定	地域優良賃貸住宅制度要綱第3条	住宅企画部民間住宅課	5			1	都施行分
14	東京都高齢者向け優良賃貸住宅・サービスマスター向け住宅の供給計画の変更の認定	地域優良賃貸住宅制度要綱第3条	住宅企画部民間住宅課	15	区市町村	10	1	
15	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定に基づく地位の承継	地域優良賃貸住宅制度要綱第14条	住宅企画部民間住宅課	5			1	都施行分
16	東京都高齢者向け優良賃貸住宅・サービスマスター向け住宅の供給計画の認定に基づく地位の承継	地域優良賃貸住宅制度要綱第14条	住宅企画部民間住宅課	15	区市町村	10	1	
17	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の変更の承認	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱第40条	住宅企画部民間住宅課	25			3	都施行分
18	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の入居者負担額の決定	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱第59条	住宅企画部民間住宅課	25			3	都施行分
19	終身建物賃貸借事業の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条	住宅企画部民間住宅課	20			1	
20	終身建物賃貸借事業の認可の変更	高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条	住宅企画部民間住宅課	5			1	
21	終身建物賃貸借事業に基づく認可事業者による解約の承認	高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条	住宅企画部民間住宅課	10			1	
22	終身建物賃貸借事業に基づく地位の承継	高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条	住宅企画部民間住宅課	5			1	
23	東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度による登録	東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度実施基準第6条	住宅企画部マニション課	7			3	
24	東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度による閲覧	東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度実施基準第13条	住宅企画部マニション課	1			3	
25	マニション建替組合設立の認可	マニションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項	住宅企画部マニション課	60	町村	10	1	

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
26	定款又は事業計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第1項	住宅企画部マンション課	60	町村	10	1	
27	マンション建替組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項	住宅企画部マンション課	30	町村	10	1	
28	決算報告の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第42条及び第138条	住宅企画部マンション課	20			1	
29	マンション建替事業の施行の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条第1項	住宅企画部マンション課	40	町村	10	1	
30	規程又は規約及び事業計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第50条第1項	住宅企画部マンション課	40	町村	10	1	
31	施行者の変動の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第51条第3項	住宅企画部マンション課	40	町村	10	1	
32	審査委員の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第53条第1項	住宅企画部マンション課	20			1	
33	マンション建替事業の廃止及び終了の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第54条第1項	住宅企画部マンション課	30	町村	10	1	
34	権利変換計画の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条第1項	住宅企画部マンション課	40			1	
35	権利変換計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第66条	住宅企画部マンション課	40			1	
36	施行者による管理規約の設定の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第94条第1項	住宅企画部マンション課	40			1	
37	除却の必要性に係る認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条	住宅企画部マンション課	30	区、支庁	3	1	
38	買受計画の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第109条	住宅企画部マンション課	30			1	
39	買受計画の変更の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第111条	住宅企画部マンション課	30			1	

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
40	マンション敷地売却組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条	住宅企画部マンション課	30			1	
41	定款又は資金計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条	住宅企画部マンション課	30			1	
42	マンション敷地売却組合の解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条	住宅企画部マンション課	20			1	
43	分配金取得計画の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条	住宅企画部マンション課	40			1	
44	分配金取得計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第145条	住宅企画部マンション課	40			1	
45	都民住宅の管理を行う法人の指定	東京都都民住宅制度要綱第10、都民住宅指定法人に関する要領第4	住宅企画部民間住宅課	30			2	
46	都民住宅の家賃の設定及び変更の承認	東京都都民住宅制度要綱第28	住宅企画部民間住宅課	15			3	承認団地が一団地の場合
47	都民住宅の家賃の減額に要する費用の補助	東京都都民住宅制度要綱第20	住宅企画部民間住宅課	35			3	
48	都民住宅への入居者負担額の決定	東京都都民住宅制度要綱第30	住宅企画部民間住宅課	95	東京都住宅供給公社	88	3	収入認定をした後に負担額を決定するため
49	個人住宅への利子補給助成の決定	東京都個人住宅利子補給助成制度要綱第16条	住宅企画部民間住宅課	25	取扱金融機関	14	3	
50	マンション改良工事の助成の決定	東京都マンション改良工事助成制度要綱第6条	住宅企画部マンション課	15			3	
51	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に基づく地位の承継の承認	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条	住宅企画部総務課	15	町村	10	1	町村特定優良賃貸住宅のみ
52	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項	住宅企画部総務課	15	町村	10	1	町村特定優良賃貸住宅のみ
53	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条	住宅企画部総務課	20	町村	5	1	町村特定優良賃貸住宅のみ

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
54	都心共同住宅供給事業の計画の認定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給促進に関する特別措置法第101条の2	住宅企画部マシヨン課	30			1	
55	都心共同住宅供給事業の認定計画の変更認定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給促進に関する特別措置法第101条の5	住宅企画部マシヨン課	5			1	
56	都心共同住宅供給事業の認定計画に基づき地位の承継の承認	大都市地域における住宅及び住宅地の供給促進に関する特別措置法第101条の7	住宅企画部マシヨン課	5			1	
57	宅地建物取引業免許	宅地建物取引業法第3条第1項	住宅企画部不動産課	21			1	
58	宅地建物取引業免許更新	宅地建物取引業法第3条第3項	住宅企画部不動産課	21			1	
59	宅地建物取引士登録	宅地建物取引業法第18条第2項	住宅企画部不動産課	21			1	
60	宅地建物取引士登録事項の変更の登録	宅地建物取引業法第20条	住宅企画部不動産課	1			1	
61	宅地建物取引士証の交付等	宅地建物取引業法第22条の2第1項	住宅企画部不動産課	1			1	
62	不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項	住宅企画部不動産課	10			1	
63	不動産鑑定業者登録の変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第27条第1項	住宅企画部不動産課	10			1	
64	不動産鑑定業者登録の更新登録	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項	住宅企画部不動産課	10			1	
65	不動産鑑定業者登録の登録換え	不動産の鑑定評価に関する法律第26条第1項	住宅企画部不動産課	10			1	
66	不動産鑑定業者廃業	不動産の鑑定評価に関する法律第29条	住宅企画部不動産課	10			1	

別表10 住宅政策本部

番号	事項名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
67	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第13条	住宅企画部不動産課	7			1	
68	住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する第9条	住宅企画部不動産課	7			1	
69	現地案内所（宅地建物取引業法第50条第2項）の届出	宅地建物取引業法第50条第2項	住宅企画部不動産課	1			1	
70	宅地建物取引業者名簿閲覧	宅地建物取引業法第10条	住宅企画部不動産課	1			3	
71	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条	住宅企画部マニション課	30	区、支庁	3	1	
72	都営住宅等使用権承継許可	東京都営住宅条例第20条	都営住宅経営部指導管理課	15	東京都住宅供給公社	10	2	
73	都営住宅等同居許可	東京都営住宅条例第19条	都営住宅経営部指導管理課	15	東京都住宅供給公社	10	2	
74	都営住宅等の模様替え又は増築の許可	東京都営住宅条例第21条第1項第1号	都営住宅経営部指導管理課	15	東京都住宅供給公社	10	2	
75	都営住宅等用途一部変更許可	東京都営住宅条例第21条第2号	都営住宅経営部指導管理課	15	東京都住宅供給公社	10	2	
76	都営住宅等敷地内工作物設置許可	東京都営住宅条例第21条第3号	都営住宅経営部指導管理課	15	東京都住宅供給公社	10	2	
77	都営住宅等収入再認定	東京都営住宅条例第27条第5項	都営住宅経営部指導管理課	20	東京都住宅供給公社	15	2	
78	都営住宅等使用料減免	東京都営住宅条例第14条	都営住宅経営部指導管理課	20	東京都住宅供給公社	15	2	
79	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条	住宅企画部民間住宅課	30			1	

別表10 住宅政策本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関又は受付機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	区分	備考
80	住宅確保要配慮者居住支援法人の債務保証業務の委託の認可	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項	住宅企画部民間住宅課	15			1	
81	住宅確保要配慮者居住支援法人の債務保証業務規程の認可	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項	住宅企画部民間住宅課	15			1	
82	住宅確保要配慮者居住支援法人の事業計画及び収支予算の認可	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項	住宅企画部民間住宅課	15			1	

別表4財務局から別表7オリンピック・パラリンピック準備局までを別表5財務局から別表8オリンピック・パラ

リンピック準備局までとし、別表3総務局中8の項を削り、

次の一表を加える。

同表を別表4総務局とし、別表2都民安全推進本部の次に

別表3 戦略政策情報推進本部

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関又は受付機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	区分	備考
1	小規模施設特定有線一般放送	放送法第133条第1項、第2項、第134条第2項、第135条第1項、第2項	ICT推進部情報通信運用課	5			3	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

